

農林水産政策研究所交渉(全農林労働組合総研分会)

議事要旨

1. 開催日時：平成27年1月23日(金) 12:05～12:25(20分)

2. 会場：農林水産政策研究所セミナー室(ドアNo. 927)

3. 出席者：

農林水産政策研究所	山下 正行	所長
同	出田 安利	企画広報室長
同	遠藤 和夫	総務部長
同	古瀬 潔	庶務課長
同	油井 紀子	会計課長
同	小林 玄	庶務課人事厚生係長

全農林労働組合総研分会	小野 智昭	執行委員長
同	須田 文明	副執行委員長
同	高橋祐一郎	書記長
同	中島めぐみ	会計長

4. 議題：全農林労働組合総研分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

(古瀬庶務課長)

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉において、全農林労働組合総研分会から提出された要求事項のうち、1、2、3及び10を交渉対象事項と整理し、それ以外の事項については、要望事項として承るとの整理としたので、予めご承知おきいただきたい。

(小野執行委員長)

承知した。それでは、要求事項とされた内容について、改めて説明させていただく。

一つめは超過勤務についてである。実際に超勤の縮減に努力していることは理解しているが、昨年前半、非常に超勤が多い者がいた模様。

本省では、毎月、局議等の場で超過勤務の実績等について情報の共有を図り、超過勤務縮減の一助としている。当研究所においても同様に情報共有を図り、各管理職が全体像を把握して、超過勤務の縮減に努めるべきと考える。

二つめの定時退庁日への対応については、全府省一斉定時退庁日及び農林水産省の定時退庁日が設定され、取り組むこととされているが、職員の間に十分周知が図られていないのではないか。当研究所は研究機関という特殊性があることから行政機関と同様の対応は難しいとは思うが、職員へ周知や退庁しやすい環境作り等に取組み、適切に対応をすべきと考える。

三つめの災害時等の対応については、マニュアルを作成し、職員に周知することで、ことが起きた際に適切な行動ができるよう対応をお願いしたい。

最後の10番目については、これはもう努力目標と言ってもよいが、お互いにコミュニケーションを大切にしていこうということである。

以上が交渉対象事項の要求の趣旨である。組合員からの声を真摯に受け止め誠実な回答をお願いしたい。

(古瀬庶務課長)

それでは、山下所長より回答させていただく。

(山下所長)

1及び2については、いずれも超過勤務の縮減への対応ということでまとめてお答えさせていただくが、超勤に関しては、まさに政府全体としてその縮減に取り組んでいるところであり、指摘のとおり、毎週水曜日これは全府省の定時退庁日であり、金曜日は農林水産省の定時退庁日ということになっている。当研究所でもこれまで超過勤務縮減キャンペーン週間を通じて職員の意識の向上を図るとか、グループウェアのサイボウズで業務スケジュールを共有化するなど業務の効率化に取り組んできたところである。

今後とも特定の者に業務が集中しないように各職員の業務量に配慮するとともに、勤務時間外での業務指示は行わないように努めるなど、引き続き超過勤務の縮減に当たって参りたいと考えている。

また、定時退庁日についても、該当日に職員へ所内放送により周知をするとともに、管理職員自ら定時退庁に努めるなど、職員が気兼ねなく退庁できる環境を作りたいと考えている。

更に、超過勤務の状況の所内での共有化についても、庶務課から各管理職員に対して定期的に所内の超過勤務の実績等の提供を行い取り組んで行きたいと考えている。

災害時や急病人発生時の対応については、当研究所が入居する合同庁舎第4号館では、防災対策要領や非常災害対策マニュアルといったものが既に策定されており、当研究所も他の入居官署と連携して対処することにしている。

また、当研究所においては昨年の12月に首都直下型地震に備え業務継続計画を策定したところであり、今後は職員に対して具体的な対応ができるようその内容について改めて周知をしたいと考えている。

また、急病人発生時の対応については、救急車を速やかに呼ぶことになるが、到着までの間の救命措置というのが重要であるので、この合同庁舎で実施している救命訓練に職員を参加させるというようなことを積極的にやっていきたいと考えている。

更に、本合同庁舎の地下1階には、内閣府の診療所があり、当研究所の職員も利用が可能なので積極的に活用していただけるよう職員に周知したい。

健康というのは正に本当に重要であるので、その維持・増進については、先ほどの超過勤務の話とも関連するが、健康診断も積極的に受け、悪いところがあれば本当に躊躇無く検査を受け、チェックしていくことが非常に重要だと思っている。

それから10については、これはまさに私としても管理職になって以来ずっと努めてきているところである。この官職になってから十分ではないという認識があるのであれば、これから今一層積極的にコミュニケーションを図って参りたい。

また管理職に対しては、その所属する職員とのコミュニケーションを積極的に図るよう私からも改めて指示をしたい。

(小野執行委員長)

所長から要求に対して回答をいただいたが、一つ目の研究所内の超過勤務の情報の共有については、具体的には庶務課から運営会議等に定期的に情報を提供し、確認するということか。

また、内閣府の診療所の利用については、職員以外の外来者の利用は可能なのか。

(山下所長)

超過勤務に係る情報共有については、そのような対応も十分可能だと考えている。

診療所については、原則、共済組合員のみが利用できるとのことである。職員周知に際しては、誤解のないよう利用時の留意事項等も併せて周知することとしたい。

(小野執行委員長)

要求事項については、誠意ある回答をいただき、重ねて申し上げることはない。回答に従ってしっかりと対応していただきたい。

管理運営事項として回答いただけなかった事項については、切実な問題を含んでいる。職場の実態、職員の声を把握し、改善に向けた働きかけをいただくよう申し上げたい。

また、今後とも組合との協議に誠意をもって対応していただきたい。

(山下所長)

本日は、超過勤務、災害時の対応方法等、身近な問題について話をお聞きした。

今後とも、当研究所が、農林水産関係で唯一の国の政策研究機関としての役割を果たすことができるよう、職員が一体となって業務に取り組めるよう、引き続き努力してまいりたい。

(古瀬庶務課長)

以上をもって、本日の交渉を終了とさせていただく。

14 総研分会要求第1号
2015年1月19日

農林水産政策研究所長
山下正行 殿

全農林労働組合総研分会
執行委員長 小野智

要　求　書



私たち農林水産政策研究所に働く組合員は、研究機関に働く者の自覚と使命のもと、農林水産業の円滑な発展をめざし、日夜自らの職務遂行に邁進しているところです。今般、私たちは、組合員からの意見を収集し、2014年12月11日付けで貴職に提出した「要望書」に加え、職場の労働諸条件の維持・改善について、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれでは、下記事項の解決に向け特段の努力をされるよう要求します。

記

- 1 職員の超過勤務の状況について、所内で情報を共有すること。また、長時間の超過勤務が発生した場合には、その削減に向けすみやかに対策を講じること。
- 2 定時退庁日の周知徹底をはかること。
- 3 災害時や急病人発生時の対応について、全職員に周知するとともに、万全を來すこと。
- 4 人事交流・人事異動は、職員の希望や事情を尊重すること。
- 5 研究職4級・5級の定数を実態に合わせて拡大すること。
- 6 再任用について所としての方針を明らかにするとともに、期間、勤務時間、職種については、本人の希望を十分に尊重すること。
- 7 研究職の採用は、パーマネントによるものをメインに行うこと。
- 8 任期付き研究職の採用は、当面の研究課題のみではなく、中期的な計画をもって行うこと。
- 9 任期付き研究職の任期は、柔軟に対応すること。特に、任用後においては、課題の進捗状況や必要性に応じて、任期の延長を行うこと。
- 10 所長として、管理職と職員のコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

以上